第

788

묵



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1997年) 平成9年 3月19日 水曜日

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町 3-1-10 Tel:06-209-7678 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## ⇔リベートって交際費?

Q:当社は、得意先に対し、売上金額の1%のリベートを金銭で支払っていますが、このリベートは交際費に該当するのでしょうか。

**A**:金銭による売上割戻しとなりますので、 交際費等には該当しません。

## 【解説】

会社がその得意先である事業者に対し、売 上高もしくは売掛金の回収高に比例して、又 は売上高の一定額ごとに金銭で支出する売上 割戻しの費用及びこれらの基準のほかに得意 先の営業地域の特殊事情、協力度合等を勘案 して金銭で支出する費用は、交際費等には該 当しないものとされています。

ここでいう交際費等に該当しない売上割戻 しとして取り扱われるものとは、次の要件を 満たすものです。

(1)法人の得意先である事業者に対して支出するものであってその従業員に支払われるものでないこと。この場合、相手先は支払を受けた金額を収益に計上します。

従業員に支払われているもので取引の謝 礼としての意味を有するものは、交際費等 に該当します。

- (2)その支払額が販売実績、回収実績等に応じているか、又は得意先の営業地域の特殊事情や協力度合を勘案して支出するものであること。
- (3)金銭で支出するものであること。

物品を贈答したり、旅行や観劇に招待した場合には、原則として交際費等に該当します。







